

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。
つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)を確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関して、
確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。※1～8については記入要領を確認しながら記入してください。

奨 学 生 番 号										学籍番号	提出日※1				西暦 20 年 月 日			
6			0								生年月日		西暦 年 月 日 (満 歳)					
学校名		明 治 大 学								学年	年	フリガナ				氏 名 (自署)※2	印	
学部・学科 (課程・研究科)																		

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。

変更後の借用金額 (予定・総額) ※3										円
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

・本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

■ 月額変更 (「第一種奨学金の貸与月額」を参照して記入してください。)

本人現住所※4 (転居予定の場合は転居先住所) (☑ 該当にチェック)	☐ 自宅 ☐ 自宅外	入居日 (必須)	西暦 年 月 日				〒								
生 計 維 持 者 住 所	生計維持者氏名							〒							
	()														
生 計 維 持 者 住 所	生計維持者氏名							〒							
	()														
増額始期 ※5	2	0			年		月	選択できる増額始期は記入要領※5を確認してください。							
従前の奨学金月額							円	→	希望する奨学金月額 ※6						円
変更する理由															

・第一種奨学金と併せて第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を除く)の貸与を受けている場合は、借り過ぎにご注意ください。

■ 保証制度

※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

※7 ※印鑑登録証(右欄を記入) 証明書を添付	連帯保証人 機構届出の	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。	〒	住 所	電話番号	実印	
	保証人 機構届出の	私は、上記の貸与月額の増額を承諾し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、本人が返還すべき返還未済額の2分の1を保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。	〒	住 所	電話番号	実印	
☐ 機関保証		今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととさせていただきます。					

・機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を併せて提出してください。

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

(親権者又は未成年後見人) 住所・氏名(自署) ※8	〒	(親権者) 住所・氏名(自署)	〒
	(〒:)		(〒:)

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 明 治 大 学
関係課長(※) 学 長 上 野 正 雄

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

●学校記入☑(を記入)	
返還誓約書機構提出	☐ 提出済
2018年度以降入学者で、 最高月額選択可能対象者	☐ 確認済

※スカラーA C等で最高月額が選択可能を確認

電話番号(担当者名)	
- -	
()	
学校番号	区分
3 0 4 0 7 1	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

■ 第一種奨学金の貸与月額

(注意点)

1. 自宅通学から自宅外通学の変更に伴い月額を増額変更する場合、「月額変更願(増額)」と併せて自宅外通学である事実を確認できる証明書類を学校に提出してください。
2. 給付奨学金又は授業料等減免の支援と併せて第一種奨学金を受ける場合、併給調整として第一種奨学金の貸与月額が制限されます。併給調整後の貸与月額は学校に確認してください。
3. 転・編入学で採用となった者の入学年度は、転・編入学先の学校に1年次から在学していたと仮定し、最短期間で奨学金申込時の年次に進級した場合の入学年度です。
4. 自宅外通学の者は、自宅通学の月額も選択可能です。
5. 最高月額不可で採用になった者は、最高月額欄の月額は選択できません。
そのため、自宅外通学の者が自宅月額の最高月額欄を選択することはできません。

対象者	2018年度以降 新たに大学, 短期大学, 高等専門学校, 専修学校(専門課程)に入学する者の変更可能月額 ※高等専門学校については4・5年生が対象							
区分	大学				短期大学, 専修学校専門課程, 高等専門学校 (4・5年生)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額 (※)	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月 額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※奨学金申込時における生計維持者の年収を基に最高月額を選択可能と判定された者のみ選択可能です。

対象者	上記以外の者の変更可能月額			
区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	54,000円	64,000円	30,000円
短期大学	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		54,000円	64,000円	30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	88,000円		50,000円
	博士・博士後期課程	122,000円		80,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	21,000円	22,500円	10,000円
	私立	32,000円	35,000円	10,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円
専修学校専門課程	国公立	45,000円	51,000円	30,000円
	私立	53,000円	60,000円	30,000円

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増することを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願ひます。
つきましては、返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)を確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関して、
確認書並びに返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。※1～8については記入要領を確認しながら記入してください。

記入例

奨 学 生 番 号										学籍番号	ABCXXX		提出日※1	西暦 20 25 年 11 月 17 日										
6	2	X	0	4	X	X	X	X	X				生年月日	西暦 2004 年 10 月 1 日 (満 19 歳)										
学校名		学生支援大学										学年	3 年	フリガナ	ショウガク タロウ									
学部・学科 (課程・研究科)		経営学部												氏名 (自署)※2	奨学 太郎									

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。

変更後の借用金額 (予定・総額) ※3	2 3 2 2 0 0 0									
------------------------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更後の借用金額に訂正が生じたので、
氏名横にも同一の印鑑を押印。

・本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終

以下の手順で変更後の借用金額を訂正。

- ①金額全体を二重線で抹消
- ②二重線上に本人印及び
連帯保証人・保証人の実印を押印
- ③正しい金額を直近余白に記入

■ 月額変更 (「第一種奨学金の貸与月額」を参照して記入してください)

本人現住所※4 (転居予定の場合は転居先住所) (☒ 該当にチェック)	☐ 自宅 ☒ 自宅外	入居日 (必須)	西暦 2025 年 4 月 1 日入居									
生計維持者住所	生計維持者氏名 (機構 友)	〒226-8503	神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3									
	生計維持者氏名 (機構 育)	〒226-8503	神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3									
増額始期 ※5	2 0 2 5 年 1 1 月		選択できる増額始期は記入要領※5を確認してください。									
従前の奨学金月額	3 0 0 0 0 0 円		希望する奨学金月額 ※6	5 1 0 0 0 0 円								
変更する理由	アルバイトを減らし、学校出席の勉強時間を確保するため。											

・第一種奨学金と併せて

訂正が必要な箇所は修正テープを使ったり、
上からなぞり書きしたりせず、二重線を引いて
直近余白に正しく記入する。

【人的保証選択者のみ】
連帯保証人・保証人それぞれが添付する
印鑑登録証明書のとおりに自署し、実印を押印。

■ 保証制度

※7 印鑑登録証明書(右欄を添付)	連帯保証人 住所 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3 電話 226-8503	保証人 住所 東京都江東区豊洲 1-1-1 電話 135-8630
----------------------	--	---

正しい欄に記入。
(逆に記入した場合は新しい用紙に
書き直してください。)

印影の一部が欠けてしまったので、
訂正のため二重線で抹消し、
枠内に押印し直す。

連帯保証人・保証人欄の記入を訂正する場合は、
二重線で抹消し、実印を線上に押印。

【増額反映月が増額始期の次月以降になる場合の振込例】

(本例では1月振込反映の申請期限までに不備が無い状態で機構に届いた場合を想定しています。)

希望する増額始期を11月としているところ、実際には11月分の振込は既に完了しており、
12月分も従来どおりの30,000円が振り込まれる。

11月17日提出 11月始期を希望

	10月	11月	12月	1月	2月
希望	3万円	5. 1万円	5. 1万円	5. 1万円	5. 1万円
↓		差額 ↓ 2. 1万円	差額 ↓ 2. 1万円	計4. 2万円	
実際	3万円	3万円	3万円	9. 3万円	5. 1万円

11月から51,000円としたいが
11月は既に振込が完了

1月反映の提出期限に提出
されたため、12月も振込51,000円

1月に希望の額+差額の振込
2月から希望額での振込

1月振込分にて希望の51,000円および従来との差額21,000円×2か月分の計93,000円が振り込まれ、
2月以降は希望の51,000円の振込となる。

■ 親権者又は未成年後見人住所・氏名(自署)

上記の者が、現在

(親権者又は未成年後見人住所・氏名(自署)※)

本人が未成年者の場合には一人が記入し、余白に

上記記載のとおり
(学校の証明)

学 校 名

関係課長(※)
※証明者は課長相当

ご記入いただいた
枠内において、当該
は、機構が保有する
の情報が提供されま

者名)
)
区分

用目的の適正な範
加入者について
内においてあなた

力不可 (25.4)